

令和5年度ふれあい・いきいきサロン支援事業助成要項

1 目的、事業内容

地域を拠点に住民である参加者とボランティアとが気軽に出かけられる場所に集い、一緒に活動内容を企画運営し、ふれあいを通じて健康づくり、生きがいづくり、仲間づくりを行うサロンに助成を行い、地域福祉活動の一層の推進を図るものとする。

2 対象となるふれあい・いきいきサロン

- ・参加者 市内の高齢者、障害者、子育て世代及びボランティア等
※参加者を限定していないこと
- ・参加人数 概ね5人以上
- ・参加費 運営に係る経費の一部としてお茶代程度（1回あたり100円～500円程度）の実費徴収があること
- ・開催回数 月1回程度

（令和5年4月から令和6年3月末までの間に10回以上開催）

※以下のいずれかに該当する場合は、本助成金の対象外となります。

- （1）営利を目的とした活動
- （2）公益性、透明性を欠く活動
- （3）趣味の会、同好会等の特定の個人のみが利益を受ける活動
- （4）特定の内容を毎回実施する教室等の活動
- （5）政治活動又は宗教活動を行うことを目的とする活動
- （6）長岡市が実施する「はつらつ広場支援事業」の補助金を受けている団体

3 助成対象経費（令和5年度サロン活動に係る経費）

- ・外部講師の謝礼金、原材料費、消耗品費、通信運搬費、使用料及び賃借料等
- ・その他特に必要と認められる経費

4 助成対象外経費

- ・備品購入費（座椅子、暖房器具等）、冷暖房費、交通費（ガソリン代、公共交通機関利用料等）、携帯電話代等、サロン活動以外での使用があり活動経費としての証明が困難なもの
- ・個人の所有物となる物品の購入費、参加者及びボランティア（活動実施者）への謝礼金
- ・飲食に係る経費

5 助成金額

1 サロン（団体） 2万円以内

※予算の範囲内とし、申請額の合計が予算を超えた場合は、新規にサロン活動に取り組む団体を優先するものとする。

6 実施方法

- (1) 応募するサロンは、令和5年6月30日(金曜日)までに、別紙申請書類を市社協へ提出する。
- (2) 市社協は、申請内容を協議のうえ助成の可否を決定し、7月中旬に応募したサロンへ通知、8月中旬に助成決定したサロンの指定口座へ助成金の振込みを行う。
- (3) 事業が終了した後14日以内又は令和6年3月31日のいずれか早い日までに、事業報告書及び収支決算書を市社協へ提出する。

7 留意事項

- ・申請書作成時の修正テープ、修正液の使用は不可。訂正時は訂正箇所には二重線を引き訂正印を押してください。
- ・当会職員が見学、参加させていただく場合があります。あらかじめ御了承ください。

8 助成金の返還

以下のいずれかに該当する場合は、すでに交付された助成金の返還を求めることがあります。

(1) 申請書や活動報告書に虚偽の内容があったとき

(2) 申請内容と年度終了後の活動報告書の内容に著しく差異があったとき

なお、助成決定後に何らかの事情により予定していた活動ができなくなった場合は下記問い合わせ先に御相談ください。

9 申請書提出及びお問い合わせ先

〒940-0071

長岡市表町2丁目2番地21 長岡市社会福祉センタートモシア内

長岡市社会福祉協議会 本部事務局 地域福祉課 Tel 0258-33-6000

または長岡市社会福祉協議会各支所